

議案第42号 資料

上尾市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表
上尾市教育委員会傍聴人規則（平成13年上尾市教育委員会規則第9号）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号）<u>第12条第2項</u>の規定に基づき、上尾市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、上尾市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下略</p>

議案第43号 資料

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年上尾市教育委員会規則第3号）

改正案			現行		
第1条 略 (機関等)			第1条 略 (機関等)		
第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその属する部又は課は、次の表のとおりとする。			第2条 教育委員会の所管に属する機関の所掌事務及びその属する部又は課は、次の表のとおりとする。		
機関	所掌事務	所属する部又は課	機関	所掌事務	所属する部又は課
略	略	略	略	略	略
図書館	上尾市図書館規則 (平成18年上尾市 教育委員会規則第 8号) 第2条に規定 する業務	教育総務部	図書館	上尾市図書館規則 (昭和52年上尾市 教育委員会規則第 4号) 18条に規定す る業務	教育総務部
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
以下略			以下略		

議案第44号 資料

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）

改正案	現行
<p>第1条 略 （委任事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条_____に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの ア～ウ 略</p> <p>(11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法第1条_____に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの ア～ウ 略 （事務の専決等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項及び前項の規定により教育長等の専決処理できる事項は、_____別に定める。 （臨時代理）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し_____なければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>第1条 略 （委任事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条<u>及び第2条</u>に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの ア～ウ 略</p> <p>(11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法第1条<u>及び第2条</u>に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの ア～ウ 略 （事務の専決等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項及び前項の規定により教育長等の専決処理できる事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。 （臨時代理）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し、<u>その承認を求め</u>なければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>